

地球温暖化対策法施行令の一部を改正する政令の概要について

令和 7 年 1 月
環境省地球環境局

1. 背景・趣旨

- 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制を強化するため、改正地球温暖化対策法では、政令において、国際協力排出削減量（JCM クレジット）の管理等について所要の規定を定めることとされた。
- 令和 6 年 6 月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、回収した二酸化炭素をカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合等について、回収による排出削減価値を基礎排出量の算定に反映されることが適当とされた。

2. 改正の内容

① 国際協力排出削減量口座簿の運営等の関係

- ア 国際協力排出削減量の処分の制限（民事執行法による差押え等）がなされた場合、それを知らずに取得等をする者の取引の安全を保護するため、主務大臣による振替の停止の措置等が講じられるよう、法人等保有口座にその旨の記録を行うこととする。
- イ 国際協力排出削減量が信託財産となる場合の法人等保有口座の記録について、信託の記録の申請、抹消、受託者の変更に關する規定等を定める。
- ウ 国際協力排出削減量の管理に關して、法人等保有口座の開設の申請をする者の手数料及びその納付の方法等を定める。
 - ・ 法人等保有口座の開設の申請 14,400 円
 - ・ 国際協力排出削減量の振替の申請 2,500 円
 - ※政府保有口座に無償で移転する場合には免除。
 - ・ 法人等保有口座の記録事項証明書の交付請求 1,200 円

② 温室効果ガス算定排出量の報告制度（SHK 制度）の算定方法について

- ア 二酸化炭素の量の全部又は一部を大氣中に放出せずに回収し燃料の製造の用に供した場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合においては、当該量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより控除して、温室効果ガス算定排出量を算定できることとする。
- イ 算定の対象となる事業活動のうち、一酸化二窒素の排出を伴うものとして、半導体素子等の製造において、酸化膜の形成を追加する。

3. 施行期日

- 地球温暖化対策法一部改正法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。